

東海市ごみ集積場所の設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場所（以下「集積場所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域の環境を美化し、及び家庭から排出されるごみを適正に収集することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 当該集積場所の属する地域を管理する町内会又は自治会をいう。
- (2) 一戸建ての住宅 独立した一軒の家屋が一つの住戸となっている住宅をいう。
- (3) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (4) 共同住宅型集合建築物 同一の建築物において、一区画ごとに浴室、便所、湯沸かし室等を設けた形式の住宅等を複数有する建築物をいう。

(設置義務)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める基準を満たすよう敷地内等に集積場所を設置しなければならない。

- (1) 一の集積場所に係る区域内で一戸建ての住宅を5戸以上建築する者（次号に該当する者を除く。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める基準
 - ア 建築する戸数が10戸未満の場合 1箇所以上
 - イ 建築する戸数が10戸以上の場合 10戸につき1箇所以上
- (2) 開発行為により一戸建ての住宅の宅地分譲又は建売分譲（以下「分譲」と総称する。）を行う者 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める基準
 - ア 分譲に係る戸数が10戸未満の場合 1箇所以上
 - イ 分譲に係る戸数が10戸以上の場合 10戸につき1箇所以上
- (3) 共同住宅型集合建築物を建築する者（開発行為により建築する場合を含む。）
1棟につき1箇所以上

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、第7条第1項の承認を得て既存の集積場所の利用ができるときは、その利用をもって集積場所の

設置に代えることができる。

- (1) 次条第1項の確認を受けることができない場合
- (2) 道路の幅員が狭い等の理由により、敷地内等におけるごみの収集が困難であると市長が認める場合
(設置確認等の申請)

第4条 集積場所の設置又は変更をしようとする者は、あらかじめ当該集積場所の設置数、設置場所、構造等について市長と協議した上で、ごみ集積場所設置確認申請書により町内会等の長の確認を受け、その確認を受けた後速やかに当該申請書の写しを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の確認を受けた者は、集積場所の利用を開始する日の30日前から14日前までにごみ集積場所設置承認申請書又はごみ集積場所変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(設置場所に関する基準)

第5条 集積場所の設置場所は、次に掲げる基準によるものとする。ただし、土地の状況その他特別の事由により、やむを得ないと市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) ガードレール等の障害物がなく、ごみの収集作業に支障がない場所であること。
- (2) 収集車両を後退させる必要がない場所であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反しない場所であること。
- (4) 幅員が4メートル以上の道路に面した場所であること。
- (5) 交通量の少ない場所であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に適合した場所であること。

(構造等に関する基準)

第6条 集積場所の構造等は、次に掲げる基準によるものとする。ただし、土地の状況その他特別な事由により、ごみの収集及び集積場所の利用に支障がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 集積場所の有効面積が当該集積場所を利用する世帯1世帯当たり0.3平方メートル以上であること。
- (2) 集積場所の間口を奥行きより広く取り、道路との段差が生じないような造りにすること。

- (3) 電柱、水栓等の構造物を設置しない造りにすること。
- (4) 環境及び衛生を考慮し、ごみが飛散しないようネットを取り付ける等の対策を講じること。
- (5) ブロック塀等を使用する場合は、壁体が倒れないものとする。
- (6) 第8条第1項の規定により集積場所を市に寄附する場合及び同条第3項の規定により集積場所の用地を市に帰属させる場合は、別途市長が定める基準を満たすものであること。

(利用承認の申請)

第7条 既存の集積場所を利用しようとする者は、ごみ集積場所利用承認申請書により当該集積場所の管理者（第4条第2項の申請書に記載された管理者（その管理者に変更があった場合は、変更後の管理者）をいう。以下同じ。）の承認を得て、その承認を得た後速やかに当該申請書の写しを市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を得ることができない者は、第3条の規定にかかわらず、敷地内等に集積場所を設置しなければならない。ただし、第3条第2項各号のいずれかに該当する場合により設置できないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の適用を受ける者は、町内会等の長及び市長と協議し、利用する集積場所について決定しなければならない。

(寄附等の申請)

第8条 第3条第1項（第1号に限る。）又は前条第2項本文の規定により一戸建ての住宅の敷地内等に集積場所を設置する者は、市に当該集積場所を寄附することができる。

2 前項の規定により集積場所を寄附しようとする者は、ごみ集積場所寄附協議申入書により市長と協議し、東海市不動産審議会の承認が得られた場合は、集積場所の施工完了後にごみ集積場所寄附申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第3条第1項（第2号に限る。）の規定により集積場所を設置する者は、当該集積場所の用地を市に帰属する旨を申し出て、集積場所の施工完了後に当該用地を市に帰属させることができる。

(管理)

第9条 集積場所の清掃等は、管理者及び利用者が行わなければならない。

- 2 集積場所の補修は、管理者が行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者が町内会等の長の場合は、当該町内会等が集積場所の清掃等及び補修を行うものとする。

(管理者の変更の届出)

第10条 管理者は、集積場所の管理者を変更しようとするときは、速やかにごみ集積場所管理者変更届を市長に提出しなければならない。ただし、町内会等の長交代による管理者の変更については、この限りでない。

(廃止の届出)

第11条 管理者は、集積場所の廃止をしようとするときは、速やかにごみ集積場所廃止届を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の東海市ごみ集積場所の設置及び管理に関する要綱の規定に基づいて設置されている集積場所は、改正後の東海市ごみ集積場所の設置及び管理に関する要綱の規定に基づいて設置されたものとみなす。